

防衛大学校教官人事計画委員会に関する達を次のように定める。

昭和 6 1 年 1 2 月 1 9 日

防衛大学校長 土 田 國 保

防衛大学校教官人事計画委員会に関する達

改正	平成元年 5 月 24 日防衛大学校達第 9 号	平成 5 年 4 月 1 日防衛大学校達第 11 号
	平成 8 年 10 月 1 日防衛大学校達第 9 号	平成 12 年 4 月 1 日防衛大学校達第 4 号
	平成 13 年 4 月 17 日防衛大学校達第 8 号	平成 17 年 3 月 31 日防衛大学校達第 5 号
	平成 19 年 3 月 30 日防衛大学校達第 7 号	平成 21 年 3 月 31 日防衛大学校達第 6 号
	平成 30 年 3 月 30 日防衛大学校達第 4 号	平成 31 年 3 月 27 日防衛大学校達第 2 号

(設置)

第 1 条 防衛大学校教官（教授、准教授、講師及び助教をいう。）の人事に係る方針、計画、任用基準、配置、運用等に関する事項を審議するため、防衛大学校長（以下「学校長」という。）の諮問機関として、防衛大学校教官人事計画委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(構成)

第 2 条 委員会は、次の各号に掲げる者をもつて構成する。

- (1) 委員長
教官をもつて充てる副校長
- (2) 副委員長
教務部長、総務部長
- (3) 委員
ア 理工学研究科長、総合安全保障研究科長
イ 先端学術推進機構長、総合情報図書館長
ウ 各学群長
エ 学校長が指名する者

- 2 前項第3号ウに掲げる委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。
- 3 委員長が必要と認めた場合は、委員以外の職員を委員会に出席させることができる。

(運営)

第3条 委員長は、委員会を招集し、会務を総括する。

(報告)

第4条 委員長は、委員会の審議結果を学校長に報告するものとする。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、教務課において行う。

附 則

この達は、昭和61年12月19日から施行する。

附 則

この達は、平成元年5月24日から施行する。

附 則 (平成5年4月1日防衛大学校達第11号)

この達は、平成5年4月1日から施行する。

附 則 (平成8年10月1日防衛大学校達第9号)

この達は、平成8年10月1日から施行する。

附 則 (平成12年4月1日防衛大学校達第4号) (抄)

- 1 この達は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年4月17日防衛大学校達第8号)

この達は、平成13年4月17日から施行する。

附 則 (平成17年3月31日防衛大学校達第5号)

この達は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月30日防衛大学校達第5号)

この達は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月31日防衛大学校達第6号)

この達は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月30日防衛大学校達第4号)

この達は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月27日防衛大学校達第2号)

この達は、平成31年4月1日から施行する。